

2019年10月1日以後適用する税率

★ News 消費税率の『経過措置』について

2019年(令和1年)10月1日(施行日)から、消費税率が8%から10%へ引き上げられ、税率引き上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

適用開始日 区分	現 行	2019年(令和1年)10月1日	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.76%
合 計	8.0%	10.0%	8.0%

※ 地方消費税は、国に納付されてから、人口、商品・サービスの販売額、経済センサス調査による従業者数等の統計数値に基づく総務省の清算基準により、47都道府県に分配されます。

■ 2019年10月1日(施行日)の前日=9月30日迄に締結した契約に基づいて行われる資産の譲渡や課税仕入れであっても、10月1日(施行日)以後に行われるものは、

『経過措置』が適用されるものを除き、新税率10%が適用されます。

※ 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用することになります。

■ 経過措置が適用されるもの → 適用の要件が、それぞれ定められています。

- ① 旅客運賃等・乗車券や映画・演劇・遊園地への入場券・前売り券など
 - ▶ 10月1日以降の乗車や入場だが、9月30日迄に代金を領収しているもの=旧税率8%
 - ② 電気料金等・電気、ガス、水道、電話、灯油の料金で一定要件を満たすもの
 - ③ 請負工事等・工事や製造の請負、ソフトウェア開発の請負契約など
 - ▶ 2019年3月31日迄に締結した請負契約に基づき、10月1日以降に資産の譲渡を行うもの
 - ④ 資産の貸付け・賃貸借契約など (3.31迄に契約し継続・一定の要件あり) 旧税率8%
 - ⑤ 指定役務の提供・冠婚葬祭の施設やサービスの提供 (3.31迄に契約・一定の要件あり)
 - ⑥ 予約販売に係る書籍等 (3.31迄に契約・9.30迄に領収)
 - ⑦ 特定新聞
 - ⑧ 通信販売
 - ⑨ 有料老人ホーム・終身入居契約による介護サービス
 - ⑩ 「家電リサイクル法」に規定する再商品化
- } 軽減対象資産の譲渡を除く。

★ News 民法<相続>改正 2019.7.1~
「預貯金の払戻し制度」の創設

相続が発生したとき、これまでは故人の預貯金は凍結され、遺産分割が終了する迄、相続人単独では預貯金の払戻しはできませんでした。

7月1日施行された改正民法により、遺産の預貯金から次の額の払戻しができるようになりました。

**【相続開始時の預貯金額 × 1 / 3 × 払戻しを行う
相続人の法定相続分 = 単独で払戻しできる額】**

※ ただし、1つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円までです。

残暑お見舞い申し上げます



8月10日(土)~8月12日(月)
夏季休業させていただきます。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
田中会計事務所 税理士 田中育雄
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>